

様

五ヶ瀬町長



介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定（指定更新）却下通知書

年 月 日付けで申請（更新申請）のあった事業者に係る指定については、（介護保険法第115条の45の6第4項の規定により準用する）介護保険法第115条の45の5第2項の規定により、指定（指定更新）することができませんので通知します。

記

脚下理由

教 示

1 審査請求について

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、五ヶ瀬町に対して審査請求をすることができます。

2 取消訴訟について

処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する採決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、五ヶ瀬町を被告として、提起することができます。この場合、訴訟において五ヶ瀬町を代表する者は五ヶ瀬町長となります。

なお、次のいずれかに該当する場合は、この決裁を経ずに訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求があった日から3か月を経過しても決裁がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他決裁を経ないことにつき正当な理由があるとき。